

相続による世代間資産移転の構造

——首都圏における実態調査結果(*)——

野 口 悠紀雄
上 村 協 子
鬼 頭 由美子

I はじめに

家計のもつ資産は、世帯主の労働所得からの貯蓄によって蓄積されたものだけでなく、相続によるものもある。アメリカでは、資産の大きな部分が遺産によって引き継がれたものであるとの研究がある¹⁾。日本でも、とりわけ居住用不動産については、相続は重要な意味をもっている。その重要性は、最近の地価高騰により高まっている可能性がある。そして、社会移動が減少し、経済成長率が低下すると、とくに住宅については、相続の有無が資産保有に決定的な影響をもつことも考えられる。

このような遺産の重要性にもかかわらず、日本ではこれまで、データの不足のために、遺産に関する実証分析が十分に行われていなかった。この報告は、このような問題意識から行った相続に関する実態調査の結果をとりまとめたものである。ここで収集したデータは、それ自体が貴重な資料的価値をもっているが、われわれは、さらに、このデータを用いて、相続の実態についての分析を行った。具体的には、居住用不動産に代表される親の資産がどのようなルートを経て子の世代に移転されていくか、相続のパターンを規定する要因は何か、相続は時代やライフステージあるいは地域などによってどのように違うか、などを検討した。これにより、さまざまな興味ある結論が得られている。これらは、家族に関する経済学的、社会学的観点から重要な結果であるばかりでなく、社会保障政策、住宅政策、あるいは相続税制など

の税政策などの政策形成に対しても重要な意味をもつと考えられる。

II 調査の概要

本調査は相続の実態解明を目的としているため、対象者は、相続経験を有する可能性が高い年齢55～64歳の有配偶の男性とした。調査内容には、対象者本人にかかわるものと、その配偶者にかかわるものが含まれている。これらを区別するため、以下では、対象者本人を「夫」、その配偶者を「妻」とよぶこととする。

調査地域は、サンプル数の制限もあり、首都圏に限定した。具体的には、東京、神奈川、埼玉、千葉、茨城の1都4県のうち東京都庁から半径40 km の範囲に含まれる市区町村から、層化二段無作為抽出法により80地点1,200世帯を抽出した(ただし、横浜市は全域とし、茨城県の3市町村は除外した)。人口比による抽出のため、郡部のサンプルは少ない。1988年10月に訪問留置法で実施し、807票の有効票(有効回収率67.3%)を得た。

調査対象者の属性は、概略、つぎのとおりである。平均年齢は、夫が59.1歳、妻は55.5歳である。兄弟姉妹数は、夫、妻とも平均4.9人であり、6人以上が3分の1を占めている。夫のうち4割強が長男で、そのうち男兄弟なしが3分の1を占める。結婚時点は、1950～64年の間に85%が集中している。

子供の数 は平均2.3人で、子供のいない夫婦は

5%にすぎない。現在同居中の家族人数は、平均3.7人であるが、夫婦のみの世帯が4分の1近くを占めており、既婚子と住んでいるのは15%にすぎない。

現在、親と同居しているのは、夫の親とが約4割、妻の親とが3割ある。いったん別居した後に同居した場合の同居理由は、「親の健康状態の変化」が最も多い。別居の場合の別居時期は、夫の就職時が4割で、進学時は少ない。妻は、結婚時に8割以上が親と別居している。

出生地と現住所との関連をみると、「現住所出身」が、夫15.4%、妻5.0%、「現住所以外の首都圏内出身」が、夫47.0%、妻53.5%、「首都圏外出身」が、夫35.8%、妻39.1%となっている。このように、首都圏内での移動が多く、圏外からの移動はそれほど多くない。

学歴は、旧制高校・短大卒以上が夫38.2%、妻17.3%で、同年齢層の全国平均データと比較して非常に高い²⁾。夫の職業をみると、「農林漁業」が4.6%、「自営・自由業」が26.2%である。全国の平均と比較すると、前者は低く、後者は高い。「事務系・作業系の勤め人」は50.4%、「公務員」は12.6%であり、両者を合わせると、全体の約3分の2がサラリーマンである。妻は約5割が専業主婦と思われる。

夫婦の年収は、約3分の2が「300万円以上1,000万円未満」に集中しており、平均は649万円である。貯蓄残高は、3分の2が「1,500万円未満」であり、平均は1,275万円である。

Ⅲ 親世代の残した遺産

本節では、対象者の親の世代（以下、「親世代」とよぶ）の側面から相続をとらえ、遺産の有無、その内容、親の死亡時期や職業との関連などを分析する。以下では、夫の親の遺産を中心として述べる³⁾。

（1）父親の遺産・母親の遺産・親世代の遺産

夫の父親の87.8%、母親の70.5%が既に死亡しており、夫の両親が死亡したケースは、66.4%と

なっている。一方、妻の父親の78.8%、母親の54.5%が死亡しており、両親死亡は48.4%である。したがって、夫の約3分の2、妻の約2分の1が、親からの相続機会を終えていることになる。

① 父親の遺産

「父親に遺産があった」との答えは、夫の父親が死亡したケース（712件）のうち73.9%、両親死亡ケース（539件）のうち71.6%を占めている。両親死亡のうち父親が先に亡くなったタイプ（以下、「父先両親死亡タイプ」とよぶ。344件）では69.8%、母親が先に亡くなったタイプ（「母先両親死亡タイプ」とよぶ。195件）では76.4%が何らかの遺産を残している。このように、父親死亡後に母親が残された場合には、遺産が子世代に残る割合がやや低下する傾向が認められる。

② 母親の遺産

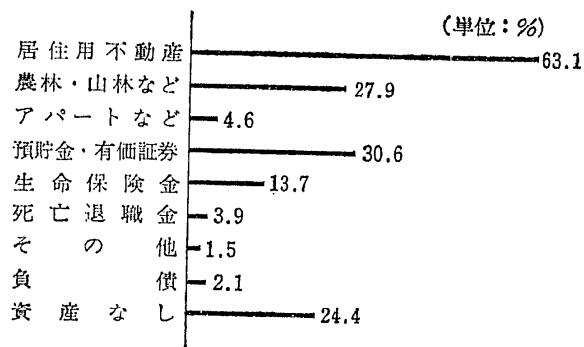
夫の両親が死亡している場合につき、「母親のみ遺産あり」は3.0%、「両親とも遺産あり」は27.5%であり、これらの合計である「母親の遺産あり」は30.5%である。これらの数値は、「父先両親死亡タイプ」では、順に、3.5%、35.5%、39.0%であり、「母先両親死亡タイプ」では、2.1%、13.3%、15.4%となっており、両者の間に大きな差がみられる。この数値から、母親の遺産は、父親死亡時に相続したものが大部分で、母親が父親からの遺産なしに自分自身で財産を保有しえた割合は15%程度であると推定できる。このように、親世代の遺産とは主として父親の遺産であり、母親の遺産の大部分は父親からの水平相続分である。

（2）遺産の内容

① 遺産の種類と組み合わせ

遺産といっても、その種類は多様であり、組み合わせ也多岐にわたる。図1は、夫の父親が残した資産（複数回答）を示す。居住用不動産が約3分の2と遺産の大宗を占めているが、農地・山林、預貯金・有価証券も、それぞれ約3分の1を占めている。生命保険金も無視できない割合を占めており、相続税対策としての生命保険の役割がうかがわれる。

また、遺産は1種類の財産のみである場合より



(注) 1) 死亡した夫の父親のうち、残した資産の回答を得た 712 件についての分類。

2) 複数回答のため和が 100% を超える。

図 1 夫の父親が残した資産

も、2種類以上の財産の組み合わせである場合が多い。主なものをあげると、居住用不動産のみ(156件)、居住用不動産+農地・山林(101件)、居住用不動産+金融資産(100件)、居住用不動産+農地・山林+金融資産(62件)などとなっている。

② 名義上の相続と実質的相続

上でみたように、遺産のなかで居住用不動産のもつ重要性は大きい。本調査では、居住用不動産の相続状況について、つぎの2つの側面から質問した。第1は、相続財産の種類に関する質問であり、第2は、住宅・土地の名義の変遷から住居という資産の移転を把握したものである。これらは、同一の事実についての質問であるから、本来なら結果は一致しなければならない。しかし、実際には、これらの間に若干の差が生じた。この差は、名義上の相続人(所有者)と実質的な相続人(使用者)との間に、かなりの差があることに起因す

る。

例えば、父親名義の住居に両親が住んでいて、父親死亡後、名義変更せずに母親が住み続けている場合、名義変更がないにもかかわらず、母親は父親から居住用不動産を相続したと認識されているようである。このように、名義上の所有権変更と実際生活での使用者の相続には差があるという事実は、住宅所有の変遷を追う際に留意されなければならない。本分析では、第1の質問を分析することにより、実態面での相続を重点的にとりあげる。

(3) 遺産の差をもたらす条件

つぎに、親世代の遺産の有無およびその内容と、①父親の死亡時期、②父親の職業との関連を分析する。

① 父親の死亡時期と父親の遺産

表1は、父親の死亡時期を10年ごとに区切って、遺産の有無と内容を示したものである。

父親の死亡時期が遺産に与える影響としては、「時代の影響」と「ライフステージの影響」の2つが考えられる。戦時中、戦後の復興期、高度経済成長期、その後の安定成長期と、人々の経済生活・家族関係は、急激な変貌をとげた。このような時代の変化は、当然遺産にも大きな影響を与えたと思われる。他方、父親の死亡時期によって、家族のライフステージも異なる。実際、1945年以前に父親が死亡した場合をみると死亡当時の世帯形態は未婚子との同居が6割以上あるが、時点の経過とともに徐々に既婚子との同居が増加している。

表 1 父親死亡時期別にみた父親が残した資産の構成

(単位: %)

死 亡 時 期	居住用不動産	農地・山林	アパート等	預貯金・有価証券	生命保険金	そ の 他	な し
～1945年 (121件)	53.7	24.8	3.3	19.0	7.4	5.8	37.2
1946～1955年 (95件)	58.9	30.5	3.2	18.9	10.5	4.3	30.6
1956～1965年 (124件)	66.9	29.8	4.8	29.8	12.1	11.3	24.2
1966～1975年 (172件)	68.6	29.1	5.2	33.7	16.9	4.7	21.5
1976年～ (192件)	64.6	27.1	5.7	41.7	16.1	3.1	23.5

(注) 1) 父親が死亡した夫のうち、父親の死亡時期の回答を得た 704 件についての分類。

2) 複数回答のため横の和が 100% を超える。

また、1976年以降の死亡では、老夫婦または単身の割合が2割近くになっている。

表1をみると、1976年までは、父親の死亡時期が最近になるほど、父親の「遺産なし」は減少する。これは、ライフステージが進展するに伴い、父親の資産形成が行われたためと考えられる。また、1976年以降では、「遺産なし」の割合がやや増加している。父親の年齢は、1976年では70歳前後と推定されるので、非常に高齢になると資産が取り崩される結果と考えられる。ただし、一方では金融資産の増加も著しく、「持てる者」と「持たざる者」との二極分化がみられる。

遺産内容をみると、死亡時期が早いほど「不動産」の割合が大きい。ライフステージの早期で死亡した父親でもかなりの遺産を残しているのは、労働所得から蓄積した資産ではない不動産を保有していたためであろうと推測される。

② 父親の職業と父親の遺産

父親の職業の分布は、会社員が26.6%、公務員が9.9%、自営・自由業が32.1%、農林漁業が27.1%となっている。夫の父親が死亡している場合について、職業別に遺産内容をみると、農林漁業の場合、「農地を含む不動産」が45.0%、「不動産+金融資産」が30.8%と、かなりの割合で遺産を残しており、「居住用不動産のみ」の10.8%を加えると、8割以上が不動産を残している。「遺産なし」は1割にすぎない。公務員では「不動産+金融資産」が40.0%と大きく「金融資産のみ」15.4%と合わせて、金融資産を多く残しているのが特徴である。会社員、自営・自由業は同様の傾向を示しており、「遺産なし」が3分の1、「居住用不動産のみ」が4分の1強、「不動産+金融資産」が4分の1弱となっている。

農林漁業での不動産中心の結果は当然の結果ともいえるが、自営・自由業における「遺産なし」の多さと、公務員の「不動産+金融資産」の多さは、予想外であった。公務員にみられる傾向は、勤めながら兼業として農業も行っていたような地方公務員の場合が多く、退職金や年金などで、金融資産もある程度保有可能であったためかと推測される。

IV 対象世代における相続の分配

本節と次節では、対象者の側面から相続をとらえる。まず、本節では、対象者の兄弟姉妹の間での分配状況についてみる。

両親死亡対象者のうち、相続経験があるものは、夫29%、妻15%であり、それ以外の対象者は相続の経験がない。このように、兄弟姉妹数が多かった対象者の世代では、親世代が残した遺産がつぎの世代に平等に分配されることは稀であり、親の遺産の分配にあずかれないケースがかなりあった。

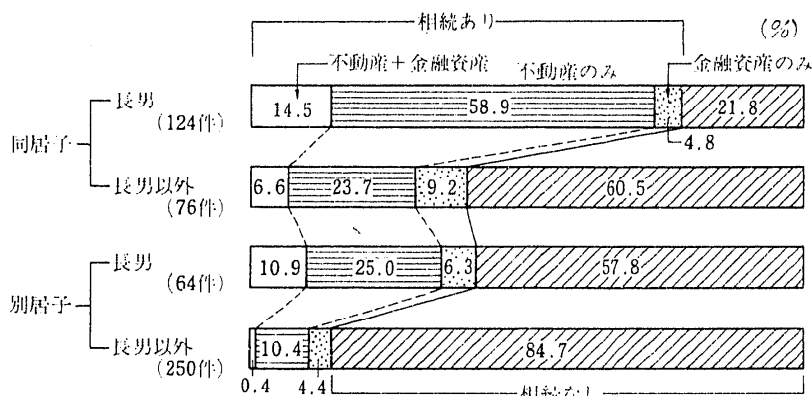
「相続経験なし」には、2つのタイプがある。第1は親に遺産がなかったために相続できなかったタイプであり、第2は、親に遺産があったのに相続しなかった（放棄した）タイプである。両親に遺産がなかった割合は、夫と妻で差がなく、3割弱である。親の遺産の相続放棄をした対象者は、夫5割、妻6割とかなり多い。親が遺産を残した者に限定してみれば、夫の6割、妻の8割が遺産の分配を受けていない。

このように、他の兄弟姉妹に相続させるため相続放棄をした者が多いことは、注目に値する。したがって、遺産は、特定の子に集中したことになる。では、遺産はどのような属性をもつ子に集中して移転したのであろうか。以下では、「長男」、「同居子」という2つの要素を中心として、遺産の分配を分析する。

(1) 長男、同居子の影響

長男が家督相続をする習慣のあったわが国では、長男か否かの差は大きい。実際、われわれの調査結果でも、相続経験は、長男は61.5%、長男以外は20.2%と、その差が歴然と表れた。長男をさらに分けると、1人息子長男（1人子を含む）は52.0%、男複数兄弟の長男（複数兄弟長男）は65.7%となっている。このように、複数兄弟長男の相続経験率がむしろ高いことは、興味深い。

他方、実際的に親の扶養を行い日常的な結びつきが強いものは、同居子である。同居・別居による差も、同居子63.3%、別居子20.5%と鮮明にみ



(注) 両親が死亡した夫のうち、同別居長男であるか否かが分かる 514 件。

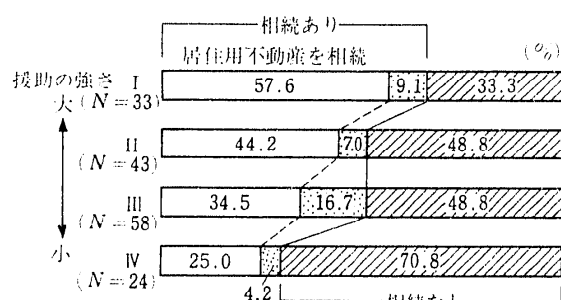
図 2 長男・同居子パターン別相続経験

られる。

図 2 は、長男と同居子の組み合わせによって示される長男・同居子パターンと相続の関係を示す。「長男の同居子」が相続経験が高いのは、当然の結果である。特徴的であったのは、「長男以外の同居子」の相続経験の低さである。同居をしているにもかかわらず、4 割しか相続経験がない。

長男・同居子の場合に相続経験が高いのは、このタイプの人々には、生まれ育った土地に住み続けている定住者が多いことによると考えられる。実際、出身地別に相続経験の有無を比較すると、「相続経験あり」は、首都圏外出身の場合が 2 割未満、圏内出身の場合が 3 割強であるのに対して、現住所に住み続けている者の場合は 8 割以上になる。すなわち、移動性が低い（定住型である）ほど相続する割合が高いのである。長男の同居子は、「長男」「同居」「定住」という 3 要素を兼ね備えている場合が多いため、上述の結果が得られたと考えられる。

老後の親に経済的援助をしてきたものの割合はさほど多くないのであるが、経済的援助をしていた者に限って援助の大きさと相続の関係とを検討してみると、結果は図 3 に示すとおりとなる⁴⁾。ここでいう「援助の大きさ」とは、援助の程度（生活費全部、一部、小遣い）と援助期間を加味した指標であり、期間が長く生活費全般にわたる強い援助を行っていれば援助大、期間が短く小遣い程度であれば援助小として、援助の大きさを 4 段階で表したものである。



(注) 1) 両親が死亡した夫のうち、親に経済的援助をしていたものの 158 件。
2) 「援助の大きさ」は下図のように定義した。

援助の程度	援助の期間	5	6	11	16	21	26	31
小遣い	~5							
生活費一部	~10							
生活費全部	~15							
	~20							
	~25							
	~30							
	~31							

図 3 親に対する経済的援助と相続経験

階で表したものである。援助が大きいほど、相続経験ありの割合が高く、とりわけ居住用不動産を相続する傾向がみられる。この結果から、遺産の流れと老親扶養との間には、ある程度の関連があることが分かる。

(2) 遺産の内容別にみた相続

親が残した遺産の種類によって、「長男」「同居子」等が遺産分配上どの程度の影響力をもつか異なる。親の遺産内容別に回帰分析を行った結果、以下のような傾向が明らかになった。

親の遺産が居住用不動産のみであれば、同居子

であるか否かにより居住用不動産の相続が大きく左右される。同居は居住用不動産を相続する必要条件である。親の遺産に農地・山林が含まれると、同居よりも長男（とくに複数兄弟の長男）や首都圏出身者であることが相続経験に大きく影響する。就業構造が大きく変化した時代においては、同居後継者のなかった家で不動産を別居の長男に相続させたケースなどがあったためではないかと推測される。さらに親の遺産が不動産＋金融資産であれば、「同居子」「長男」「首都圏出身者」等さまざまな属性の子が分配を受けており、遺産が分割された可能性が高いと考えられる。

V 資産の流れと相続の構造

「父先両親死亡タイプ」において、父の遺産が子に渡るルートとしては、父死亡時に子が相続する「父→子：直接継承」と、父死亡時には母が相続して母死亡時に母の遺産として子が相続する「父→母→子：間接継承」とがある。父→母→子と資産が移転する間に資産の一部が母の生活費になって減少する場合もあろうし、逆に母所有の遺産が加わって資産増となる場合も考えられる。本節では、このような資産の流れを追うことによって、相続の構造を明らかにする。

以下では、1種類の財産を「1単位」と考え、個々の財産が父、母、子の間でどのように移動したかを追跡する。

(1) 父先両親死亡タイプにおける流れ

父先両親死亡タイプ（345件）について、父が遺産を残したのは、473単位ある。父死亡時に、母が相続したのが234単位、対象者（夫）が相続したのが98単位ある。その後母死亡時に、母が遺産を残したのは211単位あり、対象者が相続したのは55単位ある。

これらの場合について、資産の移転状況を、対象者が(i)長男で同居子、(ii)長男で別居子、(iii)長男以外で同居子、(iv)長男以外で別居子の4タイプに分けてみたものが、図4である。ここに示した数値は、親世代から子世代へ移転したネ

夫の父先両親死亡タイプについて

記号の説明

父死亡時 母死亡時	父親が死亡時に残した遺産 (A)	Aのうち母が相続したもの (C)	Aのうち対象者が相続したもの (D)	Aのうち対象者の兄弟等が相続したもの (E)
		母が死亡時に残した遺産 (B)	Bのうち対象者が相続したもの (F)	Bのうち対象者の兄弟等が相続したもの (G)
	A	遺産のうち母の寄与分 (B-C)	対象者が親から相続したもの (D+F)	対象者の兄弟等が親から相続したもの (E+G)

(注) 子へのネットの移転 $A+B-C=D+F+E+G=100$ となるように基準化した。

対象者が長男の同居子である場合 91単位

父死亡時 母死亡時	A=104	C=42 B=38	D=59 F=21	E=3 G=17
	A=104	B-C=-4	D+F=80	E+G=20

対象者が長男で別居子である場合 44単位

父死亡時 母死亡時	A=120	C=84 B=64	D=30 F=18	E=7 G=45
	A=120	B-C=-20	D+F=48	E+G=52

対象者が長男以外の同居子である場合 52単位

父死亡時 母死亡時	A=112	C=79 B=67	D=23 F=29	E=10 G=38
	A=112	B-C=-12	D+F=52	E+G=48

対象者が長男以外で別居子である場合 258単位

父死亡時 母死亡時	A=101	C=44 B=43	D=6 F=4	E=51 G=39
	A=101	B-C=-1	D+F=10	E+G=90

図4 遺産の流れ：長男・同居子パターン別

ットの資産単位数（父の遺産のうち母が消費した分を除いた単位数）を100とした場合の指数である。

(i) 長男で同居子の場合（91単位）

父死亡時に、父の遺産104のうち、母が42、長男の同居子は59を相続した。母死亡時に、母の遺産38のうち、長男の同居子が21を相続した。この流れを総合してみると、親の遺産100（父の遺産104－母の消費4）のうち、長男の同居子が相続したものは80（＝59＋21）である。同一種類の相

夫の母先両親死亡タイプについて

記号の説明

母死亡時 移転	母親が死 亡時に残 した遺産 (A)	Aのうち父 が相続し たもの (C)	Aのうち対 象者が相 続したも の (D)	Aのうち対 象者の兄 弟等が相 続したも の (E)
父死亡時 移転		父が死亡時 に残した遺 産 (B)	Bのうち対 象者が相 続したも の (F)	Bのうち対 象者の兄 弟等が相 続したも の (G)
	A	遺産のうち 父親の寄与 分 (B - C)	対象者が親 から相続し たもの (D + F)	対象者の兄 弟等が親か ら相続した もの (E + G)

対象者が長男の同居子である場合 64単位

母死亡時 父死亡時	A = 16	C = 8 B = 92	D = 9 F = 75	G = 16
	A = 16	B - C = 84	D + F = 84	E + G = 16

対象者が長男で別居子である場合 33単位

父死亡時 母死亡時	A = 15	C = 15 B = 100	F = 33	G = 67
	A = 15	B - C = 85	D + F = 33	E + G = 67

対象者が長男以外の同居子である場合 36単位

父死亡時 母死亡時	A = 22	C = 11 B = 89	D = 8 F = 42	E = 3 G = 47
	A = 22	B - C = 78	D + F = 50	E + G = 50

対象者が長男以外で別居子である場合 131単位

父死亡時 母死亡時	A = 15	C = 11 B = 96	D = 1 F = 12	E = 2 G = 85
	A = 15	B - C = 85	D + F = 13	E + G = 87

図 5 遺産の流れ：長男・同居子パターン別

続財産は途中で分割されなかったと仮定して、その他の子への配分を算出すると、20になる。以下図4、図5のE、Fに示すのは、この仮定に基づいて算出した値である。

(ii) 長男で別居子の場合 (44単位)

父から母へ移転が84と多く、また母が消費した資産が20と高いことが特徴である。親世代の遺産の約半分 (48) を、長男で別居している子が相続している。

長男で別居子のなかには、長男が別居したために親世代が他の兄弟姉妹と同居したケースと、親は誰とも同居しなかったケースが混在している。この2つのケースでは遺産の流れに差があるのではないかと推察される。

(iii) 長男以外で同居子の場合 (52単位)

父遺産 112のうち、母相続が79と高い。長男以外の同居子への移転は、長男の同居子より格段に低く52であり、父からの移転量 (23) より母からの移転量 (29) が多い。

(iv) 長男以外で別居子の場合 (258単位)

長男以外の別居子が受けた相続は、親の遺産の約1割である。

(2) 母先両親死亡タイプにおける流れ

「母先両親死亡タイプ」(190単位)の場合、母が残した資産は40単位ある。母死亡時に、父が27単位、対象者 (夫) が85単位相続した。父死亡時に残された遺産は249単位であり、そのうち対象者が85単位相続した。

これらについて、(1)と同様に、長男・同居子4パターン別に資産の流れをみたものが図5である。この場合にも、親世代の遺産を合計した件数が100となる指数を用いている。

すべてのパターンにおいて、母からの相続に加えて、父が所有していた財産が父死亡時に追加されている。親世代から子世代に移転したネットの資産件数のうち、母の遺産分は15~20%、追加された父の遺産分が80~85%ある。

親世代から移転した資産が対象世代でいかに分配されたかをみると、長男の同居子は84、長男で別居子は33、長男以外の同居子は50、長男以外で別居子は13という割合になっている。「父先両親死亡タイプ」と比較してみると、長男で別居子の相続分が低いこと以外は、ほぼ類似した分配状況である。

以上の分析から、親世代から対象世代への移転には大きく2つのタイプがあることが分かる。第1は、長男同居子集中型である。長男が同居をしている家族では、遺産は「父親→長男」と移動し、母親に移転する割合は高くない。長男の同居

子は親世代の遺産の8割を集中的に相続している。第2のタイプは、母親経由分散型である。長男が同居しない家族では、母親経由の移転が多い。この場合、同居子がいても、長男以外の同居子は親世代の遺産の半分しか相続せず、父からよりも母からの移転量のほうが多い。なお、長男同居子集中型では、父から相続した資産を母親が消費する割合は低く、母親経由タイプでは母の消費量が多くなる。

VI 結 論

以上を要約すると、つぎのようになる。

まず、親世代の遺産については、つぎの諸点が分かった。

- ① 親世代の8割程度が、遺産を残した。これは主として父親の遺産であり、母親が父親からの相続なしに遺産を形成しえたのは約15%にすぎない。
- ② 遺産内容としては、居住用不動産が主要なものであるが、農地・山林も重要である。これは父親が働いていた時代の就業構造を反映している。
- ③ 名義上の相続と実質上の相続の間には、かなりの差がある。
- ④ 父親の死亡時期が遅いほど（ライフステージが後になるほど）、遺産を残す割合は増加する。ただし、1976年以降（父親の推定年齢は70歳以上）になると、この傾向は逆転する。
- ⑤ 父親の職業が農業の場合、遺産を残す割合が高い。公務員の場合も比率が高く、「不動産＋金融資産」の遺産を残す。他方、自営・自由業・会社員では「遺産なし」が3割を超え、遺産内容も「居住用不動産のみ」の割合が大きい。

つぎに、対象者世代間の遺産の分配については、次の点が明らかになった。

- ① 親が遺産を残したにもかかわらず、相続放棄をした者が多い。親が遺産を残したケースのうち、夫の6割、妻の8割が、父母どちらからも相続していない。

② 長男、同居、首都圏内出身（定住タイプ）の場合に相続を受ける比率が高い。

③ 長男のなかでは、1人子長男よりも複数兄弟長男のほうが相続経験率が高い。

④ 長男以外（次男以下）で親と同居した場合の相続経験率は、長男同居子に比較して顕著に低い。長男以外の同居子は4割しか相続経験がない。

⑤ 親への経済的援助の大きさは相続に影響する。

⑥ 親の遺産内容によって配分基準が異なる。

最後に、資産の流れに関しては、次の諸点が分かった。

- ① 父先死亡タイプにおいて配偶者を亡くした母が遺産を消費する分は、長男が別居しているケースで多い。
- ② 母先死亡タイプで親から移転する遺産は、母からの分15～20%、父からの追加分80～85%により形成されている。
- ③ 長男が同居する場合は、母を経由せず直接父から長男へ相続が行われ、親から移転した資産のうち約8割は長男に集中して相続される。
- ④ 長男以外が同居する場合は、母へ移転する割合が高い。長男以外の同居子に対する分配は、長男同居子に比して格段に低く、親からの遺産の約半分を相続する。この数値は、長男で別居子に対する分配割合とはほぼ等しい。
- ⑤ 長男以外の別居子への相続は親世代の遺産の約1割である。

なお、本調査のデータを用いて、相続が持ち家保有や資産保有に与える影響の分析も行ったが、紙面の都合で、本稿では省略した。また、妻側の相続の実態、対象者から次世代への遺産に関する意識に関しても、本稿では述べなかった。これらについての報告は、別の機会に行うこととしたい。

初めに述べたように、本調査は、対象を首都圏に限定した。学歴が高いこと、都市地域が多いこと、などの点で、必ずしも日本の標準とはいえない面もあるのではないと思われる。日本全国に

についての調査は、将来の課題として残されている。

注

(*) この報告は、財団法人生命保険文化センターの委託により、経済政策研究所が1988年度に行った研究に基づいている。研究メンバーは、本稿の執筆者の他、高橋喜幸（経済政策研究所）、御堂岡潔（東京女子大学助教授）の両氏である。この研究をさまざまな点で支援していただいた生命保険文化センターの方々に御礼申し上げたい。

1) Kotlikoff, L. and L. Summers, "The Role of Intergenerational Transfers in Aggregate Capital Accumulation," *Journal of Political Economy*, August 1981, p. 89, pp. 706-32.

2) 対象者の学歴が高いのは、つぎの2つの理由によると考えられる。第1に、圏外の出身者は、比較的

高学歴の者が首都圏に移動してきている。第2に、首都圏内出身者は、他地域の場合に比べて、地域的・経済的に高等教育を受けるのが容易であったと考えられる。

3) 妻の約4割が長女であるが、相続関係をみるうえで興味のある「男兄弟なしの長女」は全体の5%にすぎない。また、遺産を相続した妻は、全般的に比率が低い。これらの理由により、妻の相続については主要な分析から除外した。

4) 老親へ何らかの経済援助をしているのは、夫の親へ36.3%, 妻の親へ14.8%ある。とくに、夫の親の生活費全般の援助をしているケースが1割強ある点は、注目に値する。

（のぐち・ゆきお 一橋大学教授）

（うえむら・きょうこ 東京家政学院大学講師）

（きとう・ゆみこ 元・湘北短期大学講師）